

(趣旨)

第 1 条 [この規則](#)は、[千葉県斎場設置管理条例\(平成 16 年千葉県条例第 33 号。以下「条例」という。\)](#)第 14 条の規定に基づき、千葉県斎場(以下「斎場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 [条例第 6 条第 1 項](#)の規定により斎場の施設の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉県斎場施設使用許可申請書([様式第 1 号](#))を[条例第 4 条](#)に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 火葬施設の使用の許可を受けようとする者は、[前項](#)に規定する申請書に火葬許可証又は改葬許可証(人体の一部に係る使用の許可を受けようとする者にあつては、申請者の住民票の写し及び医師の証明書)を添付しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 指定管理者は、[前条第 1 項](#)に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、斎場の施設の使用を許可したときは千葉県斎場施設使用許可書([様式第 2 号](#))を、許可しないときは千葉県斎場施設使用不許可通知書([様式第 3 号](#))を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第 4 条 [条例第 10 条](#)の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、千葉県斎場施設使用料減免申請書([様式第 4 号](#))に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公告)

第 5 条 市長は、[条例第 12 条第 1 項](#)の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 斎場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に斎場の管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (4) [条例第 12 条第 3 項](#)の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)及び[次条](#)に規定する申請書の提出先

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第6条 指定申請は、申請期間内に千葉市斎場指定管理者指定申請書([様式第5号](#))に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 指定期間に属する各年度における斎場の管理に係る事業計画書及び経費見積書

(2) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その設立時における財産目録

(3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 法人でない団体にあっては、役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、[同項第1号](#)に掲げる書類及び[同項第5号](#)に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、[同項](#)の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

(平成17規則9・一部改正)

(指定)

第7条 市長は、[条例第12条第4項](#)の規定により指定したときは、千葉市斎場指定管理者指定書([様式第6号](#))を指定した法人等に交付する。

2 市長は、[条例第12条第4項](#)に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市斎場指定管理者不指定通知書([様式第7号](#))を当該法人等に交付する。

(告示)

第8条 [条例第12条第5項](#)の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 斎場の名称

(2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間

(4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由

(5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長と斎場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 [前項](#)の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 斎場の管理に関する事業計画に関する事項

(2) 斎場の施設の使用の許可に関する事項

(3) 斎場の管理に要する費用に関する事項

(4) 斎場の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 斎場の管理に関して保有する情報の公開に関する事項

(6) 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。)その他斎場の管理に関する業務の報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則31・一部改正)

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 [この規則](#)に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、[条例](#)の施行の日から施行する。ただし、[第5条](#)から[第9条](#)までの規定は、公布の日から施行する。

(千葉市霊園管理規則の一部改正)

2 [千葉市霊園管理規則\(昭和 39 年千葉市規則第 27 号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(千葉市収入証紙条例施行規則の一部改正)

3 [千葉市収入証紙条例施行規則\(昭和 39 年千葉市規則第 13 号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 9 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 21 条の規定 平成 17 年 6 月 1 日

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条の改正規定は平成 17 年 6 月 1 日から、第 44 条の改正規定は同年 10 月 16 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 31 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 24 日規則第 70 号)

1 この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第2号

千葉県斎場施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



次のとおり千葉県斎場設置管理条例第6条第1項の規定により、斎場施設の使用を許可します。

種 別		使 用 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 火 葬 施 設		年 月 日			
葬 儀 式 場	<input type="checkbox"/> 式場	年 月 日 時から			使用期間
	<input type="checkbox"/> 100人席用	年 月 日 時まで			日間
	<input type="checkbox"/> 50人席用				
	<input type="checkbox"/> 霊安室	年 月 日 時から			使用期間
		年 月 日 時まで			日間
<input type="checkbox"/> 霊きゅう自動車	起 点	から	終 点	まで	
		から	点	まで	
<input type="checkbox"/> 葬儀用祭壇		年 月 日から 年 月 日まで			使用期間
	<input type="checkbox"/> 5段 <input type="checkbox"/> 3段 <input type="checkbox"/> 棺掛 <input type="checkbox"/> 鯨幕 <input type="checkbox"/> 焼香具				日間
摘 要					

様式第3号

千葉市畜場施設使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付で申請のあった千葉市畜場の施設()の使用については、次の理由により許可しないので通知します。

不許可の理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉県畜場施設使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)千葉県市長

申請者 住 所
氏 名
(続柄・関係)
連絡先電話番号 — —
連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり申請します。

死亡者の住所					
死亡者の氏名		性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
出生年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日		
種 別		使 用 年 月 日		使用料	
<input type="checkbox"/> 火葬施設使用料		年 月 日			
葬儀式場使用料	<input type="checkbox"/> 式場 <input type="checkbox"/> 100人席用 <input type="checkbox"/> 50人席用	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	使用期間		
	<input type="checkbox"/> 霊安室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	使用期間 日間		
<input type="checkbox"/> 霊きゅう自動車使用料		起 点	から	終 点	まで
			から	終 点	まで
<input type="checkbox"/> 葬儀用祭壇使用料		年 月 日 から 年 月 日 まで		使用期間	
<input type="checkbox"/> 5段 <input type="checkbox"/> 3段 <input type="checkbox"/> 棺掛 <input type="checkbox"/> 鯨幕 <input type="checkbox"/> 焼香具				日間	
減免申請の理由					
添付書類					

(注) 続柄・関係欄は、申請者からみた続柄等を記入すること。

様式第5号

千葉市畜場指定管理者指定申請書

(あて先)千葉市長

申請者	所在地		
	名 称		
	代表者の氏名		㊟
	連絡先電話番号	—	—
	連絡先電子メールアドレス		
			@
	担当者の氏名		

千葉市畜場の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第6号

千葉市畜場指定管理者指定書

千葉市指令 第 号

様

次のとおり千葉市畜場の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 指定期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第7号

千葉市斎場指定管理者不指定通知書

千葉市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市斎場の指定管理者の指定については、
次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長



理由

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。